

「(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、渥美風力開発株式会社が愛知県田原市において、最大で出力21,000kW（単機出力4,200kW×5基）の風力発電所を設置する事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域の周辺では、他事業者による多くの風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であるため、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが必要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、一部の地域において建設機械の稼働に伴う騒音が最大で10dB増加する予測結果となっている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているハヤブサの生息及び営巣が確認されており、ガン・カモ類、猛禽類等の渡りの飛翔が確認されている。

加えて、対象事業実施区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該公園は渥美半島・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に指定されているが、本事業は当該公園の第2種特別地域の一部を改変し、風力発電設備5基を設置する計画となっている。また、対象事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定植物に指定されているハマナデシコ等の重要な植物が生育しているだけでなく、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された飛砂防備保安林が存在し、ハヤブサの生息・営巣地がある生態系が形成されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（1）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、国定公園に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であるため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報の共有等を行うことで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。また、環境影響評価手続中等の風力発電所に係るこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めること。
- イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、情報共有できる体制を構築するとともに、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、一部の地域において建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で10dB増加し、本事業者が参考とした環境基準値を超過する予測結果となっているため、騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、工事の実施、特に建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、騒音影響が大きい作業の短縮や分散、低騒音型の建設機械の使用等の環境保全措置を講ずることにより、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているハヤブサの生息及び営巣が確認されており、ガン・カモ類、猛禽類等の渡りの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、準備書に記載されている重要な鳥類や渡り鳥について、バードストライクといった重大な影響が認められた場合は、

環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関への連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物及び生態系に対する影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、対象事業実施区域及びその周辺は、自然公園法に基づき三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されており、指定植物に指定されているハマナデシコ等の重要な植物が生育しているだけでなく、森林法に基づき指定された飛砂防備保安林が存在している。さらに、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているハヤブサの生息・営巣地がある生態系が形成されていることから、保安林等の一部を改変することにより、重要な植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、改変区域の工事計画の見直しを行い、改変面積を最小限に抑えること等により、生態系への影響を回避又は極力低減すること。また、本事業の実施に伴う重要な植物への影響を回避又は極力低減するための更なる確認及び検討を行い、やむを得ず代償措置として重要な植物の移植を行う場合には、地方公共団体等の関係機関と協議の上、適切に実施すること。

(4) 景観に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法に基づき、渥美半島・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に、三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。

本事業は、当該公園の第2種特別地域の一部を改変し、風力発電設備5基を設置する計画となっているため、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえた上で、本事業の実施による当該公園の海岸景観等への影響を極力低減するよう引き続き検討すること。